

不開示決定に際しての理由付記の在り方についての検討資料

論 点	1
理由はどこまで具体的に記載すべきか。	
1 理由付記に関する答申・判決の例	1
2 行政機関及び独立行政法人による不開示決定における理由付記の例	2
別 添	
1 法5条各号に該当するため不開示とした場合の理由付記記載例	3
2 対象文書不存在のため不開示とした場合の理由付記記載例	11
3 存否応答拒否により不開示とした場合の理由付記記載例	12

不開示決定に際しての理由付記の在り方についての検討資料

論 点

理由はどこまで具体的に記載すべきか。

判決・答申においては、不開示決定をするに際して、不開示とする部分について根拠条文及びその条文に該当することの根拠を示すことが必要であるとの方向性が示されている。

情報公開法の施行当初は、行政機関・独立行政法人の運用において理由付記が不十分な例もみられたが、現状では、判決・答申の方向性に則った運用へと改善がみられる。

1 理由付記に関する答申・判決の例

不開示とする根拠条文だけでは理由付記として不十分であり、その条文に該当することの根拠をも示さなければならないとした例〔東京都条例〕

「公文書の不開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例9条各号所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」

（最1小判平4年12月10日「警視庁情報不開示決定処分取消請求事件」）

◆ 不開示とする該当条項が明記されていず、理由付記が不備であった例

「就職先営利企業に関する情報については、不開示とされる部分が親会社の出資比率及び契約関係の内容等であることは、開示決定通知書中に明らかにされているものの、不開示の根拠となる規定については、法5条2号であることが述べられているに止まり、同号イ及びロに掲げる二種類の情報のうちいずれに該当することを理由とするものかについて触れられるところがないことから、本件一部開示決定は理由付記に不備がある違法なものと認められる。」

〔審査会の結論：理由付記に不備がある違法なものであり、また、5条1号ただし書イ又は2号イに該当しない部分について開示すべき〕

（審査会答申14-85「国家公務員法第103条関係審査状況等（林野庁分）の一部開示決定に関する件」）

個々の部分につき不開示とする該当条項が明記されていず、理由付記が不備であるとした例

不開示部分について、「その理由として、当該情報が法5条1号及び5号に該当することが該当条項とともに述べられているにすぎず、…どの不開示部分についての理由であるのか等について明確に述べるところがない。このような原処分における一部開示決定の理由の提示は、十分なものであるとは言い難く、行政手続法8条の趣旨に照らし、不適切というほかはない。諮問庁においては、このような対応がこれまで繰り返されており、今後、理由の提示について、適切に対応することは喫緊の課題である。」

[審査会の結論：5条1号、2号イ、3号、6号に該当し、不開示とすべき]

(答申 15 - 507 「外務省との面談における北方四島住民支援事業に関する特定衆議院議員の発言記録の一部開示決定に関する件」)

◆ 部分開示ができない理由を付記しないことは違法ではないとした例

「異議申立人は、部分開示の理由の提示に違法性がある旨を主張するが、諮問庁は、法5条3号又は1号に該当するため本件対象文書の全体を不開示としているところであり、このような場合に、部分開示ができない理由を付記しなければならないものとは認められない。」

(答申 14 - 129 「博覧会国際事務局総会前後の加盟国との交渉経過を記した文書の不開示決定に関する件」)

2 行政機関及び独立行政法人による不開示決定における理由付記の例

不開示情報の類型ごとに整理した理由付記の例は、別添のとおり。

- * 行政機関及び独立行政法人に対する特別調査(平成16年8月実施)において、不開示決定又は部分開示決定事案について直近の5件(部分開示、不存在及び存否応答拒否による不開示事例を1件ずつ含む)収集したものの一部

1 法5条各号に該当するため不開示とした場合の理由付記記載例

(1) 1号関係

① 社会保険庁

記

1 不開示とした行政文書の名称

平成16年4月1日現在 小泉内閣全閣僚の国民年金納付状況が分かる一切の書類

2 不開示とした部分とその理由

法第5条第1号に規定する、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため。

② 公害等調整委員会

1 開示する行政文書の名称

- ・ 第815回委員会議事録
- ・ 第818回委員会議事録

2 不開示とした部分とその理由

特定の個人を識別することができる情報(印影)が記録されており、法第5条第1項に該当するので、これらの情報が記録されている部分を不開示とした。

(2) 2号関係

① 経済産業省

記

1. 開示する行政文書の名称

①平成15年度 電子情報支援技術の利用促進に向けた調査研究事業申請書(受付番号1501)

②平成15年度 医療福祉産業高度化調査研究事業申請書(受付番号1502)

2. 不開示とした部分とその理由

①の行政文書について

一枚目の申請書中、氏名、所属、役職、E-mailの欄の記載事項については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、該当する部分を不開示とした。

同じく一枚目の申請書中、理事長の印影については、法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、該当する部分を不開示とした。

企画書の「Ⅲ. 調査の方法」中、調査担当者及び調査推進委員会のメンバーの部分については、個人の氏名・役職等に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、該当する部分を不開示とした。

②の行政文書について

一枚目の申請書中、氏名、所属、役職、E-mailの欄の記載事項については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、該当する部分を不開示とした。

同じく一枚目の申請書中、理事長の印影については、法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、該当する部分を不開示とした。

② 国際協力銀行

2 不開示	Bantuan Khusus Untuk Pelaksanaan Proyek (SAPI) Pembangkit Listrik Tenaga Air (PLTA) Renun Dan Jalur Transmisi Terkait, Republik Indonesia, Laporan Akhir	閲覧	100枚までにつき100円	0
		写しの交付	1枚につき20円	0
A. 希望する実施の方法及び開示実施手数料 ア. 閲覧 (全部、一部()) _____ 円 イ. 写しの交付 (全部、一部()) _____ 円 ウ. 写しの郵送 (全部、一部()) _____ 円 B. 開示の実施を希望しない。				
不開示とした部分とその理由： 対象法人文書の全部を不開示と致します。理由は、案件実施促進調査(SAPI)の報告書は、調査対象事業の適切な実施に向けた提言を行うことを目的として作成される文書であり、対象法人文書は、当行がインドネシア政府・事業実施機関・地域住民から、公にしないとの条件で入手した情報及びかかる情報に基づく分析が記載されているためです(法第5条第2号ロに該当)。また、当該調査は、調査対象事業の事業実施機関が、調査対象事業を適切に実施するために必要な施策を計画・策定することを目的としており、本件対象文書を公にすれば、当該機関の事業実施に係る正当な利益を害すおそれがあるためです(法第5条第2号イに該当)。更に、対象法人文書には、個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報が含まれています(法第5条第1号に該当)。以上を前提とすれば、対象法人文書を公にすることにより、インドネシア政府・事業実施機関と当行との信頼関係が損なわれるおそれがあり(法第5条第4号イに該当)、今後、本件調査対象事業及びその他の円借款事業の検討・実施・評価にあたり、当行に対して正確かつ十分な情報が提出されず、当行が実施する円借款事業の適切な遂行に支障を来し、当方の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるためです(法第5条4号トに該当)。				

(3) 3号関係

① 内閣官房

対象文書： 国防会議資料(第1回～第38回)
国防会議議員懇談会資料(第1回～第64回)
国防会議諮問原議(昭和32年度～48年度)

2 不開示とした部分とその理由

国防会議資料(第1回)、国防会議資料(第2回)、国防会議資料(第3回)、国防会議資料(第6回)、国防会議資料(第7回)、国防会議資料(第11回)、国防会議資料(第12回)、国防会議資料(第14回)、国防会議資料(第20回)、国防会議資料(第25回)、国防会議資料(第26回)、国防会議資料(第27回)、国防会議資料(第28回)、国防会議資料(第29回)、国防会議資料(第30回)、国防会議資料(第31回)、国防会議資料(第32回)、国防会議資料(第33回)、国防会議資料(第34回)、国防会議資料(第35回)、国防会議資料(第36回)、国防会議資料(第37回)、国防会議資料(第38回)、国防会議議員懇談会資料(第4回)、国防会議議員懇談会資料(第5回)、国防会議議員懇談会資料(第7回)、国防会議議員懇談会資料(第8回)、国防会議議員懇談会資料(第15回)、国防会議議員懇談会資料(第16回)、国防会議議員懇談会資料(第18回)、国防会議議員懇談会資料(第48回)、国防会議議員懇談会資料(第49回)、国防会議議員懇談会資料(第50回)、国防会議議員懇談会資料(第51回)、国防会議議員懇談会資料(第53回)、国防会議議員懇談会資料(第55回)、国防会議議員懇談会資料(第56回)、国防会議議員懇談会資料(第58回)、国防会議議員懇談会資料(第59回)、国防会議議員懇談会資料(第61回)、国防会議議員懇談会資料(第62回)、国防会議議員懇談会資料(第63回)及び国防会議議員懇談会資料(第64回)のうち、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ又は他国との信頼関係が損なわれるおそれがある部分については、不開示とした。

国防会議は、防衛出動の可否を含め、国防に関する重要な事項を審議するために内閣に置かれた内閣総理大臣の諮問機関であり、我が国の平和と安全に関する極めて重要な案件を審議する機関である。国防会議が果たすこのような役割の重大性にかんがみ、国防会議における審議内容は非公開とされてきたところである。

このような観点から、本件対象文書の開示の妥当性について検討したところ、不開示とした部分には、特定の国に関するものを含め国防会議が意思決定を行うために必要な情報及びその収集能力、又は決定に至る議論の変遷などのわかる文書が含まれている。これらを開示することは、結果として何らかの緊急事態が生じた際の国防会議の対処体制・対処能力をうかがい知ることができる情報をも公にすることとなる。したがって、本件対象文書を開示することにより、国の安全が害されるおそれ又は他国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

以上のことから、不開示とした部分は、法第5条第3号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。

②

外務省

1. 開示を求められた行政文書の名称等

インドネシア・コタパンジャンダム建設に関する在インドネシア日本大使館と外務省本省との公電

4	行政文書の名称等： 90年度円借款（コタパンジャン水力発電所）平成2年4月17日付インドネシア宛往電第311号
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条3号 5条6号
	決定理由： 理由1

理由番号	不開示とした部分	不開示とした理由	法5条該当号
1	大臣発電信案・FAX公信案の総番号（1頁目左上（日付の上）、左下）及びパターンコード欄並びに大臣宛電信・FAX公信の総番号（各頁最上行、1頁目の「総番号」の右）、配布先一覧（電信のみ、1頁目の左側約5分の1又は上部約4分の1）、発受信時刻（1頁目の日付の右）及びパターンコード（1頁目ほぼ中央及び枠外上部）	現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、不開示としました。	3号、6号

9	行政文書の名称等： 事務連絡 平成2年6月7日付インドネシア来電第1130号
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 理由3

3	文書8、文書99、文書117、文書122、文書143、文書144及び他の該当文書の不開示部分のうち、他の理由番号において指定していない部分	非公開を前提とした日本政府とインドネシア側との協議、インドネシア側から提出のあった資料、作成した文書に関する内容又はそれに関する同国とのやりとりに関する情報であって、公にすることにより、同国との信頼関係が損なわれるおそれ又は同国との交渉上不利益を被るおそれがあるので不開示としました。	3号
---	---	--	----

(4) 4号関係

① 警察方

記

1 開示する行政文書の名称

「NR-1形自動車ナンバー自動読取装置仕様書」

2 不開示とした部分とその理由

当該装置の性能等に関する情報が記載された部分は、これを公にすることにより、ナンバーの読取りを回避されるなど、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあることから、情報公開法第5条第4号に該当し不開示とした。

当該装置の構成に関する情報が記載された部分は、これを公にすることにより、自動車ナンバー自動読取システムに蓄積された情報の削除、改ざん等を容易にするなど、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあることから、情報公開法第5条第4号に該当し不開示とした。

② 法務省

1 開示する行政文書の名称

- (1) 平成13年2月14日付け法務省矯保第358号矯正局長通達「刑事被告人の発する信書の取扱いについて」 (受付第178-1号)
- (2) 昭和38年3月15日付け法務省矯正甲第96号矯正局長依命通達「死刑確定者の接見及び信書の発受について」 (受付第178-2号)
- (3) 昭和53年7月1日付け法務省矯保第1351号矯正局長通達「民間航空機による被収容者の護送について」 (受付第178-3号)
- (4) 昭和62年4月20日付け法務省矯保第1051号矯正局長通達「列車護送の際の事故防止について」 (受付第178-4号)

2 不開示とした部分とその理由

上記1(3)の行政文書には、護送時における護送職員の人員に関する情報が記録されており、当該情報を公にすることにより、被収容者の逃走、身柄の奪取など刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、警備体制の変更を余儀なくされるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第4号及び第6号に該当するため、これらの情報が記録されている部分を不開示とした。

③ 日本道路公団

1 開示する法人文書の名称

土木工事積算要領

(請求内容)

平成16年度 土木工事積算要領

2 不開示とした部分と理由

開示する法人文書中、積算要領第三章積算システムによる積算については、当公団の積算システムの構築概要、機器の所在、機能が明示されており、これらを開示した場合、当公団の積算システムに不法なアクセスや攻撃を容易にすることとなり、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第4号に該当することから、不開示としました。

(5) 5号関係

① 防衛施設庁

1 開示する行政文書の名称
業務説明資料（平成15年8月）（米軍施設に関するもの）

2 不開示とした部分とその理由

	不開示とした部分	不開示理由
1	参考資料P104のうち凡例に関する情報	国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における検討及び協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものであり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第5号に該当するため。

② 公安審査委員会

1 不開示決定した行政文書の名称

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年12月7日法律第147号）に基づき、平成15年1月23日付けで公安審査委員会が観察処分の期間の更新の決定を行った「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」に対する審査請求から決定までの規制処分審査事件記録のうち審査会議録

2 不開示とした理由

本件審査会議録は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定により、ある特定の団体に対する規制処分を行うかどうかについて審議・検討した内容等を記載したものであり、

- ① 公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があり、法第5条第4号に該当する。
- ② 公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法第5条第5号に該当する。

(6) 6号関係

① 法務省

1 不開示決定した行政文書の名称
帰化事件処理要領

2 不開示とした理由

本件行政文書に記録されている情報は、法務局及び地方法務局における帰化許可事務の取扱いに関する情報であって、その性質上、公にすることにより、帰化許可条件の充足の有無などに関する正確な事実の把握を困難にし、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法第5条第6号に該当するため。

② 宮内庁

1. 行政文書の名称等

- (1)新嘗祭神嘉殿の儀(夕の儀)進行表
- (2)新嘗祭神嘉殿の儀(暁の儀)進行表

2. 決定内容

部分開示

3. 不開示とした部分とその理由

本行政文書中には、氏名など特定の個人を識別することができる情報が記録されている部分があり、情報公開法第5条1号に該当するので、当該部分を不開示とした。
また、本件行政文書中には、公にすれば、当庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが情報が記録されている部分があり、情報公開法第5条第6号に該当するので、当該部分を不開示とした。

③ 会計検査院

第2 不開示とした部分及びその理由

1 会計実地検査調書の提出を依頼する文書、会計検査事前調書、平成12年度補助金等個別表について

(不開示とした部分)

- ① 会計実地検査調書の提出を依頼する文書のうち様式1から様式5までの文書の「様式番号」、「表題」、右上部分の「金額の記載単位」以外の部分
- ② 会計検査事前調書、補助金等個別表の「様式番号」、「表題」、右上部分に記載された情報以外の部分

(不開示とした根拠法令)

①及び② 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第
5条第5号、6号

(不開示とした理由)

標記①及び②の情報は、平成15年2月に実施した三重県会計実地検査の際に会計実地検査調書の提出を依頼した文書の一部及び提出を受けた会計実地検査調書の一部に関するものである。これらの情報は、本院が、その検査過程において、一定の観点から効果的な検査を実施し、その検査内容の検討を進めるなどのために取得する会計実地検査調書に関する情報であり、具体的な検査事項・検査内容等に関するものである。

このような情報が開示された場合には、本院の検査上の関心等が明らかとなり、効果的な検査の実施に支障を及ぼすなどのおそれがあるほか、本院と本院の検査を受けるものとの間の率直な意見交換等を阻害するなどのおそれがある。

したがって、このような情報が開示された場合には、現在又は将来における厳正かつ円滑な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

よって、標記①及び②の情報は、

(ア) 法第5条第5号が規定する「国の機関及び地方公共団体」の「内部又は相互間」における「審議、検討」に関する情報であって、「公にすることにより」、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」があるものに該当し、不開示情報となるものである。

(イ) また、法第5条第6号が規定する「国の機関」が行う「事務」に「関する情報」であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(第6号イ)があるものに該当するとともに、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(第6号柱書)にも該当し、不開示情報となるものである。

2 対象文書不存在のため不開示とした場合の理由付記記載例

① 警察庁

1 不開示決定した行政文書の名称

警察庁各課（地方機関及び附属機関を含む。）及び各都道府県警察から、公金、会計記録書紛失事案について、警察庁会計課に報告がなされたもの（平成10年分）。

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していないため、不存在につき不開示とした。

② 内閣法制局

1 不開示決定した行政文書の名称

文書課長等会議前後における内閣提出予定法律案、条約案の件数調べ（昭和44年以前および平成3年以降のもの）

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していないため。

③ 財務省

1 不開示決定した行政文書の名称

*行政文書開示請求書に記載された行政文書の名称等

官庁会計事務データ通信システムに関するNTTデータとの契約に関する書類（データ通信サービス利用変更申込書、同承り書、見積書、特約などの類を含む）（平成9年度）

2 不開示とした理由

開示請求に記載された平成9年度の行政文書は、既にその保存期間を満了しており、財務省では保有していないため不開示としました。

④ 東京地方検察庁

1 不開示決定した行政文書の名称

記録事務統計月表（平成13年）

2 不開示とした理由

当該行政文書は、保存期間が1年のため既に廃棄済みである。

3 存否応答拒否により不開示とした場合の理由付記記載例

① 公正取引委員会

1 不開示とする行政文書の名称

「平成13年4月1日から本開示請求書到達日までに、申告者株式会社ジェイオービー（海運業：本社 香川県高松市郷東町756番地1）から、公正取引委員会に提出された独占禁止法違反の申告書およびその添付資料の一切、および、同申告を受けてから、公正取引委員会が作成または取得した一切の文書、その他資料（フロッピーディスク・写真等を含む）で、調査の結果である独占禁止法に違反する行為が認められず、なんらの措置も採らないという結論を導き出すに至った経緯のわかる資料、および同結論を裏付ける一切の資料」

2 不開示とした理由

個別の独占禁止法違反事件の処理についての資料は、それが存在しているか否かを答えるだけで

(1) 法人その他の団体に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある（法第5条第2号イ）

(2) 審査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある（法第5条第6号イ）

ため、法第8条の規定により、存否を含めて応答できません。

② 国税庁

行政文書の名称	第51回税理士試験財務諸表論における、私（受験地 高松市、受験番号 00145）に関する以下の行政文書。 ア) 当該試験の答案用紙 イ) 当該試験の各問毎の得点と総合得点の分かる行政文書
不開示とした理由	特定の個人に関する税理士試験の答案用紙又は採点結果に関する文書の存在の有無を回答することは、当該個人が税理士試験を受験したか否かという法第5条第1号に規定する個人に関する情報を開示することとなるため、法第8条の規定に基づき当該文書の存否については回答できないため。 また、情報公開法では、たとえ本人からの開示請求であっても、開示請求者が誰であることを考慮することができないものであり、第三者からの請求開示と同様に取り扱うべきこととされています。

③ 大阪高等検察庁

1 不開示決定した行政文書の名称（行政文書開示請求書に記載された名称）

大阪高検が保有する平成15年の（平成15年1月1日～12月12日まで）法務大臣による死刑執行命令書。

2 不開示とした理由

開示請求にかかる行政文書の存否を答えるだけで、不開示情報に該当する特定の個人を識別することができる情報（法第5条第1号）及び刑の執行に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報（法第5条第4号）を開示するのと同様の結果が生じるため（法第8条）。